

第二節 音楽取調掛の事業

音楽取調掛は明治十二年十月、文部省内の一つの掛として誕生した。伊澤修二は、御用掛を命じられ、現職の東京師範学校長と兼務することとなる。翌十三年三月、本郷文部省用地内第十六番館（現在の東京大学法文経の校舎附近）、元教育学の雇外国人教師デイヴィッド・モルレーの官舎を改築した建物が当てがわれ、事業に着手した。

一 音楽取調掛の創置

伊澤修二は、音楽取調掛の任務について間もない十二年十月三十日付で寺島宗則むねのり文部卿に左の「音楽取調ニ付見込書」を提出した。これは音楽取調掛の目的および任務について今後行うべき仕事の内容を述べたものである。

明治五年我省始テ學制ヲ全國ニ領布シ國民教育ノ目途ヲ一變セシヨリ今日ニ至ルマテ何レノ地方ヲ論セス其教則中皆ナ唱歌ヲ以テ普通學科ノ一ニ列スト雖トモ實際ニ就テ之ヲ察スレハ未タ一モ行レシノ例アルヲ聞カス是レ豈該科ノ無用ニ屬スルガ故ナランヤ唯其着手ニ當リ種々ノ障礙アルカ故ニ今日マテ之ヲ實行スルヲ得サリシノミ今其一大障礙ノ由テ來ル所ヲ察スルニ是レ素ト唱歌ヲ實施スルノ難キニ非スシテ却テ適當ナル音楽ヲ撰擇スルノ難キニアルモノ、如

シ請フ其概論ヲ左ニ陳述セン

世ノ音楽ノ事ヲ談スル者ノ言ヲ聞ク其說概ネ三アリ

甲說ニ曰ク音楽ハ人情ヲ感發スルノ要具ニシテ喜怒哀樂ノ情自ラ其音调ニ顯ル、者ナレハ洋ノ東西ヲ問ハス人種ノ黃白ヲ論セス苟モ人情ノ同キ所ハ音楽亦同シテ可ナリ抑西洋ノ音楽ハ希臘ノ哲人ピサゴラス以來數千年間ノ研究ニヨリテ殆ント最高點ニ達シタルモノナレハ其精其美素ヨリ東洋蠻樂ノ及フ所ニ非ス故ニ其良種ヲ擇テ之ヲ我土ニ移植ス可シ又何ソ不充分ナル東洋樂ヲ培育完成スルノ迂策ヲ求ルヲ要センヤト

乙說ニ曰ク各國皆ナ各國ノ言辭アリ風俗アリ文物アリ是レ其住民ノ性質ト風土ノ情勢トニヨリテ自然ニ産出セシモノナレハ人力ノ能ク之ヲ變易スベキニ非ス且音楽ノ如キハ素ト人情ノ發スル所人心ノ向フ所ニ從テ興リタルモノナレハ各國皆固有ノ國樂ヲ保有ス未タ全ク他國ノ音楽ヲ自國ニ移入セシノ例アルヲ聞カス是ニ由テ之ヲ見レハ我國ニ西洋ノ音楽ヲ全然移植セントスルハ恰モ我國語ニ代ルニ英語ヲ以テセントスルカ如ク到底無益ノ論ト云ハサルヲ得ス故ニ我固有ノ音楽ヲ培育完成スルニ如カズト

丙說ニ曰ク甲乙二說各其理ナキニ非スト雖トモ皆偏倚ノ極ニ陥ルノ弊ヲ免レス故ニ其中ヲ執リ東西二洋ノ音楽ヲ折衷シ今日我國ニ適スベキモノヲ制定スルヲ務ムベシト

愚ヲ以テ之ヲ見レハ丙ノ說ク所其當ヲ得タルモノニ似タリト雖トモ其實施ノ方法ニ至リテハ難中ノ至難ナル者ト云ハサルヲ得ズ然ルト雖トモ既ニ丙說ヲ以テ至當ト認ル以上ハ吾人今日ノ知識ト時勢トニ相應セル手段ヲ以テ將來其目的ヲ達スベキ方法ヲ設ケサル可ラス

若シ其難ヲ恐レテ今日之ニ着手セザレハ何レノ日カ其興ルヲ期スベケンヤ

右ノ如ク東西二洋ノ音樂ヲ折衷シ將來我國樂ヲ興スノ一助タルベキモノヲ造成スルヲ以テ現今ノ要務トナストキハ實際取調フベキ事項大綱三アルベシ曰ク東西二洋ノ音樂折衷ニ着手スル事曰ク將來國樂ヲ興スベキ人物ヲ養成スル事曰ク諸學校ニ音樂ヲ實施シテ適否ヲ試ル事

第一項 東西二洋ノ音樂ヲ折衷シテ新曲ヲ作ル事

凡ソ物ヲ折衷スルハ二物ノ異ナル點ト同キ點トヲ見出シ其同キハ之ヲ合シ其異ナルハ双方ヨリ漸ク相近ケ遂ニ相和セシムルニ在リ故ニ折衷ノ第一歩ハ先ツ東西二樂ノ異點ト同點トヲ發見スルニ在ルヘシ

今西洋ノ時様唄ト日本ノ端唄トヲ取り之ヲ比較セハ頗ル異點多クシテ殆下同點ナキカ如クナルベシ次ニ西洋ノ神歌ト日本ノ琴歌トヲ比較セハ二者異ナラザルニ非ズト雖トモ頗ル同趣ノ存スルヲ見ルベシ終ニ西洋ノ童謠ト日本ノ童謠トヲ比セバ全ク相同キノ想ヲナス是レ他ナシ西洋ノ音樂モ日本ノ音樂モ之ヲ組成スル元素ハ毫モ異ナルニ非ス唯其結合ノ法同ラザルノミ故ニ童謠ノ如キ其結合簡短ナルモノニアリテハ變異至テ少ケレトモ時様唄ノ如キ其結合愈錯綜ナルニ從ヒ其變異モ亦愈多キヲ加ルナリ

右ノ理由ナルヲ以テ着手ノ始ニ當テハ童謠其他最モ簡短ナル謠類ヲ集メ西洋ノ童謠ニ比較シ二者折衷シテ相當ノ歌曲ヲ作り將來小學生徒ニ授ルノ資トスベシ

前文ノ目的ヲ達スルニハ西洋音樂ニ精キ者及日本音樂ニ精キ者等

ヲ採用シ彼我異同ノ諸點ヲ考究シ協議折衷ノ上漸々新曲ヲ作出スルヲ務ム可シ

第二項 將來國樂ヲ興スベキ人物ヲ養成スル事

音樂ヲ學フノ法ニアリ甲ハ音樂ノ理論ヲ學フ者ニシテ物理學中ノ一科タリ乙ハ音樂ノ實用ヲ學フ者ニシテ美術中ノ一藝ナリ理論ト實用ト兩得兼備スベキハ固ヨリ音樂家ノ本分ナリト雖トモ限リアルノ時間ト才力トヲ以テ限リナキノ學藝ニ應ズベカラサルガ故ニ通常ノ音樂家ハ專ラ音樂ノ藝ヲ學ヒ理論ハ唯其一斑ヲ窺フノミ今若干ノ生徒ヲ養成スルニ當リテハ固ヨリ教養ノ完備ヲ冀望スルト雖トモ其本末ヲ錯ラサルヲ要ス故ニ先ツ音樂ノ藝ヲ學バシムルヲ專務トシ理論ノ如キハ多年ノ後ニ讓ルベシ此ノ目的ヲ達スルニハ生徒ノ種類亦之ニ隨テ撰擇セサルヲ得ズ則其要件概ネ左ノ如クナルベシ

第一、學識 普通ノ讀書ニ差支ナキ者

但英文ヲ解スル者ハ最モ善シトス

第二、年齡 十六年以上二十五年以下ノ者

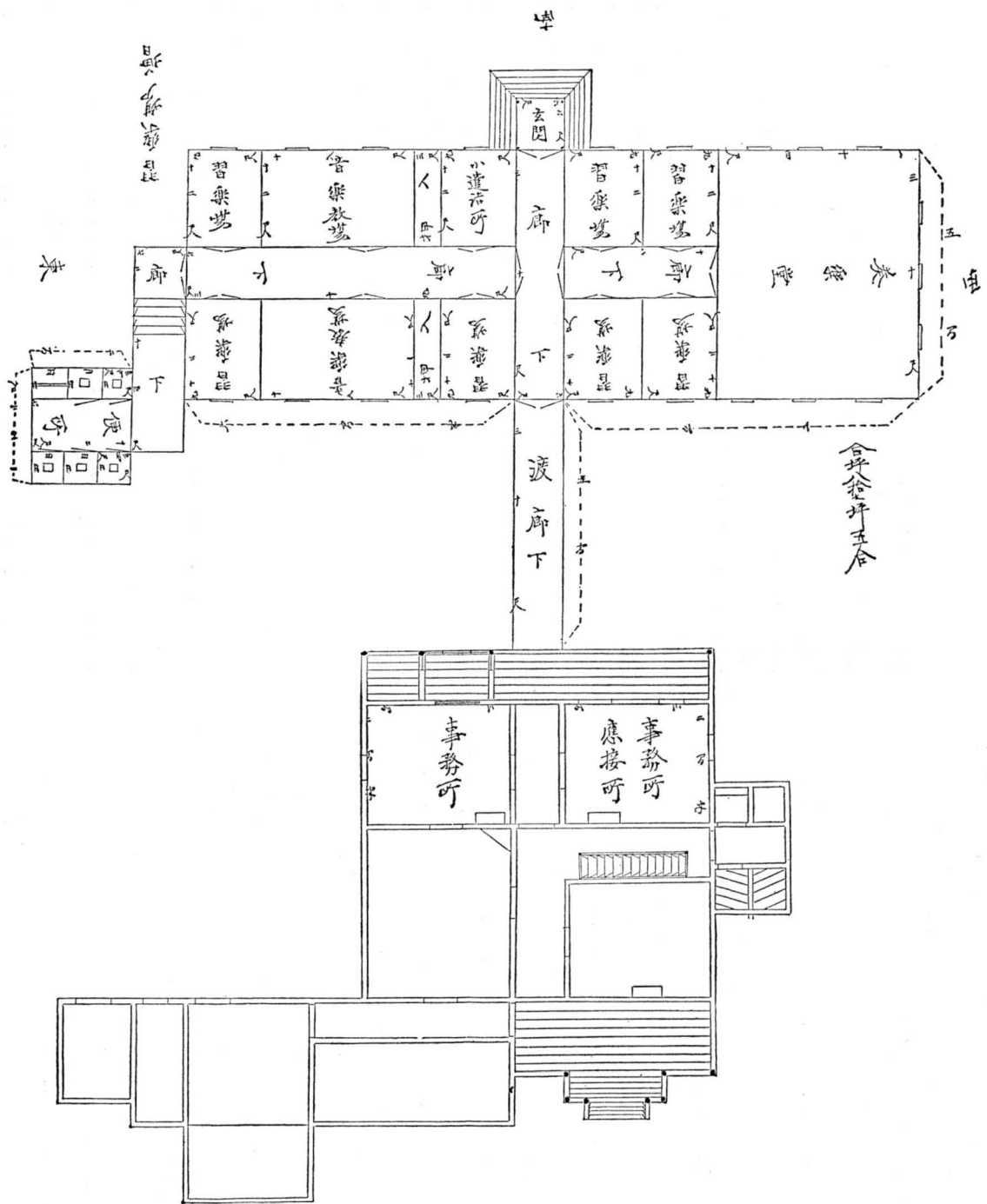
第三、技藝 雅樂又ハ俗曲ヲ習得シ者

第四、性 男或ハ女

右格ニ合フベキ者大凡二十名ヲ募集シ三年間ノ見込ヲ以テ之ヲ教養シ西洋音樂及日本音樂ヲ習得セシメ漸ヲ以テ國學ヲ制定スルノ一助ニ供スベシ

第三項 諸學校ニ音樂ヲ實施スル事

第一項ノ手段ニヨリテ新作ノ歌曲ヲ得ルトキハ之ヲ東京師範學校附屬小學、及東京女子師範學校附屬幼稚園、并練習小學生徒等ニ



本郷文部省用地内第16番館 音楽取調掛室内配置図
 明治18年2月には上野東四軒寺跡（現在の科学博物館の付近）文部省用地の教師館を増改築して移転した

實施シテ其適否ヲ試ミ其可ナル者ヲ撰ンテ掛圖及ヒ謠本ヲ製シ漸々他ノ諸學校ニ普及スルノ途ヲ求ムベシ

右三項ノ事業ヲ實行スルニ付要スル所ノ人員ハ西洋音樂教師一人日本音樂ニ通スル者三人日本文學ニ通スル者一人通辯一人吏員五人ナリ然シテ其費用ノ概略ヲ舉レハ一ヶ月ノ費額左ノ如クナルベシ

- 一金百九拾圓 吏員五人給料
- 一金貳百九拾圓 外國教員給料
- 一金百七拾圓 內國教員五人給料
- 一金拾貳圓 小使三人給料
- 一金拾圓 諸賄料
- 一金三百五拾圓 需用費
- 一金貳拾圓 營繕費
- 一金五圓 郵便電信
- 一金貳拾圓 刊行費
- 一金五圓 運送費
- 一金百貳拾圓 生徒學資
- 計金壹千貳百圓

又右取調ノ爲メ相當ノ家屋ヲ備ヘサル可ラス然ルニ當時我省勤儉ヲ旨トセラルハノ際ナレハ音樂院ヲ新設スルノ舉ノ如キハ暫ク之ヲ他日ニ譲リ先ツ在來ノ家屋ヲ修繕シ止ヲ得サル分ハ増築シテ目下ノ用ニ供スルヲ以テ足レリトス可シ然シテ斯ル目的ニ最モ適スル者ハモルレー氏ノ舊居館ナラン因テ其模様替増築等ノ見込ハ別紙圖面ニ認メ其費用ノ概略ヲ掲記スル左ノ如シ

一金三千七百七拾七圓五拾錢

内譯

- 金七百圓 奏樂堂新營 壹棟
 - 金九百九拾圓 習樂場及小使詰所并押入廊下共新營 壹棟
 - 金七百四拾貳圓五拾錢 音樂教場習樂場廊下共新營 壹棟
 - 金九拾五圓 玄關新營 壹棟
 - 金百五拾圓 教場事務所渡廊下共新營 壹棟
 - 金貳百五拾圓 大小便所同渡廊下共新營 貳棟
 - 金八百五拾圓 本郷用地内舊教師拾六番館修繕
- 但窗日除及敷物人力車置所外構周圍柵等ノ分相除ク
- 右ハ音樂取調ニ付全體ノ計畫及實地着手ノ順序方法等ノ概略ヲ掲ケシノミ其詳細ナル事項ノ如キハ若シ尊問ヲ賜ハゞ縷々口述可仕儀也
- 〔手書き〕『音樂取調所書類』明治十二年

明治十三年三月二日、L・W・メーソン（一八一八—一八九七）は横浜に到着し、この日からむこう二カ年間、日本政府雇外国人教師として音楽取調掛に勤務することになった。メーソンを迎え入れた伊澤はただちに学務課長および会計課長にあて、さしあたり着手したい二カ条の伺いを提出している。

第一條 我國在來之音樂取調之事

右目的ヲ以テ雅樂局諸學校其他音樂演習有之候場所ヲ巡覽爲致我音樂之性質等ヲ概了セシムベク候。音樂熟達之者ヲ時々招集致シ琴箏琵琶鼓弓横笛其他之樂器ヲ奏セシメ其西樂ニ合否ヲ試ミ且種々問答ヲ盡シテ彼我異同之點ヲ査閲シ將來新曲ヲ作ルノ材料ニ供スベク

候

但最初者一時ニ樂人數名招集之上諸種之樂器ヲ合奏セシメ我音樂之大體ヲ示シ其後者更ニ兩三名ヲ撰用シテ期日ヲ定メ時々來館之上音樂之事ヲ談セシムベシ尤右ニ付相當之報酬金附與致スベキ目的ニ有之候

第二、東京師範學校附屬小學校及東京女子師範學校附屬練習小學校并ニ幼稚園生徒ニ來週（四月の第一週目）ヨリ唱歌教授爲致候事

〔手書き〕〔音樂取調所書類〕明治十三年

(1) メーソンの生年については従来一八二八年とされていた。音樂取調掛にはメーソンの履歷書が保存されていないためこの點の確認ができなかったが、L・M・マクガレル氏により実は一八一八年生れであることが明らかとなった。同氏は修士論文（東京芸術大學音樂研究科音樂教育学専攻、昭和五十二年提出）作成に際し、メーソンの生地であるメイン州ターナーの役所でこれを確認した。

二 音樂取調掛の整備と伝習生の養成

(一) 音樂取調掛、最初の蔵書

洋楽譜七十八冊、洋楽書五冊は、メーソンがボストンであらかじめ注文してあったものの到着分、およびメーソン個人の寄贈によるものである。楽譜の中には二十冊の英語版『バイエルピアノ教則本』が入っていた。音樂取調掛のピアノの手ほどきはバイエルを使い、メーソンの指導で行われた。二十冊は伝習生が日常の練習に使用し、一年間で全教課を終えることが課せられた。二十冊とも真黒に指垢がつき、破れた楽譜は強い和紙で補強されている。ほとんどの『バイエル』にはメーソンの書込みがあつて、これを見ると当時の伝習生の真剣なピアノへの取組みが目に見えるようである。わが国で今日に至るまでピアノ教本の定本として使われている『バイエル』のルーツはここにあつたのではなからうか。

〔明治十三年七月二十九日付、文部省内記所に回付して登録を受けた楽譜および図書〕

| | |
|---------------------------------|-----|
| バイエル、メソデ | 貳拾冊 |
| フライジー「プレイディ」 ^① スタダース | 壹冊 |
| ウイク「ウィーク」 ^② メソデ | 壹冊 |
| セロニー「ツェルニー」 | 貳冊 |
| クレメンチー | 貳冊 |
| クローロー「クローラウ」 | 四冊 |
| ベルチニー「ベルティニー」 | 六冊 |
| ジアバリー「ディアベリ」 | 貳冊 |
| ケーレル「ケーラー」キンデルユーブンゲン | 貳冊 |
| ミュルレル、ユーブンクスチュック | 貳冊 |
| ケーレル、ホルクスメロジ | 貳冊 |
| ケーレル、ダンスス・ポプラー | 壹冊 |
| ケーレル、ホルクススタンツエ | 壹冊 |
| エメリース「エメリー」 | 貳拾冊 |
| リトルフ「ケーラーの誤りでリトルフは出版社名」 | 拾貳冊 |
| 出納沿革例規類纂 自明治元至明治十 | 五冊 |
| 音樂讀本 | 壹冊 |
| シュイネ、スコチスメロジク | 壹冊 |
| テーロル、サイアンスオブミュージック | 壹冊 |
| ホント、ヒストリー、オブミュージック | 壹冊 |
| ブラセルナ、シヨオリーオブサウンド | 壹冊 |